

物価高騰に伴う低所得世帯 応援給付金（3万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 物価高騰に伴う低所得世帯応援給付金（1世帯あたり3万円）は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

給付金の支給時期

明日香村が確認書(または申請書)を受取した日から 3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

- ・ 令和6年12月13日現在で明日香村に住民登録がある方
- ・ 世帯全員が令和6年度「住民税均等割が非課税」

明日香村から
確認書が届きます（要返送）

詳しくは次ページ「I」へ



明日香村へ申請をお願いします

申請期間：令和7年2月12日（水）～令和7年5月30日（金）

詳しくは次ページ「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和6年度住民税（均等割）が非課税の世帯

令和6年12月13日現在で明日香村に住民登録があり、世帯全員が令和6年度住民税均等割が非課税である世帯が対象世帯です。

対象となる世帯には、明日香村から、確認書が届きますので、内容を確認し、下記書類を明日香村役場住民課まで返送してください。

- ①村から令和5年度物価高騰に伴う低所得世帯応援給付金を世帯主の口座で受給した場合は給付内容や確認事項が書かれた確認書の返送をしてください。
- ②確認書に記載された口座を既に解約しているなどの理由で記載されている口座と異なる口座への振込みを希望する場合は、振込先金融機関口座の写しを添付してください。また、確認書の口座欄が空欄の場合は、振込先金融機関口座の写し及び本人確認書類を添付してください。

II 令和6年1月2日以降転入の非課税世帯等

令和6年1月2日以降に村外から転入した方を含む世帯、令和6年12月13日以降に税申告の修正等で非課税となった世帯の方

- ①給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ②申請書は、明日香村役場住民課で入手し、必要事項を記入して、添付書類とともに明日香村役場住民課に直接または郵送でご提出ください。



住民税非課税世帯等に対する給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、役場住民課や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ



明日香村役場 住民課 給付金担当
0744-54-2282 (直通)